

陳述書

大津地方裁判所民事部 御中

第1 はじめに

1 私は、平成17年から平成21年、平成25年から現在まで、滋賀県米原市の市長を務めています。また、私は、平成25年4月17日から現在まで脱原発をめざす首長会議に参加し、現在世話人といった役職を担っています。

2 原子力問題に関する取り組み

(1) 私自身の活動

私は、市民の生命、健康及び財産を守ることが自治体の果たすべき基本的な役割であると考えています。また、私は、この自治体の基本的な役割を果たすために、力を尽くすことが、米原市の首長としての使命であると考えています。

ところで、私は、福島第一原発事故以前は、原子力発電所がもつ危険性の認識が薄く、原子力発電所に関して考えることが少なかったです。

しかし、私は、福島第一原発事故の惨状を目の当たりにして、ひとたび原子力発電所で事故が起こり、放射性物質が拡散すれば、市民の生命、健康及び財産を守るという自治体の役割を果たせないことを強く認識しました。そして、原子力発電所の危険性や事故について、地方自治体本来の責務として、住民の意思に基づき自治体にできること、対策すべきことがあると考えるようになりました。

そこで、私は、平成25年から現在まで、脱原発をめざす首

長会議に参加し、原子力発電所に関する情報の収集や社会に対して情報を発信する活動に携わっています。昨年10月には、京都で、政府の原発政策や核燃料サイクル政策をめぐる見直しや変遷について識者をお招きして市民フォーラムを開催し、今年の2月には、敦賀で新しいエネルギー基本計画策定に向け脱原発への道筋を描くため参加首長と地元の皆さんで市民フォーラムを開催するなど、その都度、メディア取材を受け、「関電役員の金品受領問題」「原子力政策の見直し、全原発廃炉政策への転換」や「復興を妨げる海洋放水」などの緊急声明を発表し政府に提出を行っています。

(2) 米原の原子力防災を考える市民委員会について

脱原発をめざす首長会議での活動以外にも、米原市独自の取り組みとして米原の原子力防災を考える市民委員会を設け、市民に議論してもらっています。

このような委員会を設けた趣旨として、私は、行政機関のみが原子力災害のことを考え、原子力発電所の危険性を認識しただけでは不十分であり、広く市民が、原子力災害が発生したときに自分たちにどのような影響があるかを議論することによって、原発について向き合ってもらうことが必要であると考えました。

そこで、私は、米原の原子力防災を考える市民委員会という委員会を立ち上げ、現在、市民の中で原子力災害について、正しい情報を学び考える機会を持ってもらうようにしています。

米原の原子力防災を考える市民委員会においては、子ども達や妊産婦の方への安定ヨウ素剤の事前配布による甲状腺被ばくの防止、原子力災害が発生したときの避難計画に関する意見交

換、及び、そもそも現実的な避難計画の策定ができるか否かについて、勉強会や意見交換会を実施しています。

米原の原子力防災を考える市民委員会の場においては、地震等の自然災害と同じように原子力災害について考えることができますかとの疑問を提起するだけで、方向性について私が指示するようなことはありません。

(3) 総合防災訓練の実施

米原市では、毎年、原子力災害を含む総合防災訓練を実施し、この総合防災訓練を通じて、安全な避難に関する疑問が出てくるなど、市民の原子力災害に関する関心が非常に高まっているように感じます。

市民の疑問については、滋賀県の職員が説明を行っていますが、県職員の説明では、原子力施設から最大 43 キロメートルの範囲を超えた、いわゆる滋賀県版 UPZ 区域以外のエリアは大丈夫（距離が離れている）という意識なのか、「例えば、放射線は自然界に存在し、日常的に自然放射線被ばくをしています」などと、どちらかと云えば、入口論ではありますが、原子力、放射線情報を一般知識とする論調です。UPZ 圏外での原子力災害、放射線被ばく、除染対応や避難行動などは、具体の計画等は存在していない状況です。自治体職員の原発に向き合う姿勢として、現実起きた福島原発事故の教訓からも、原発の存在自体が、「住民の福祉の増進を図る」地方公共団体の基本や存続を危うくしていることに思いを持って臨んで欲しいと思います。

第 2 米原市における地域防災計画の策定に関して

1 地域防災計画の策定

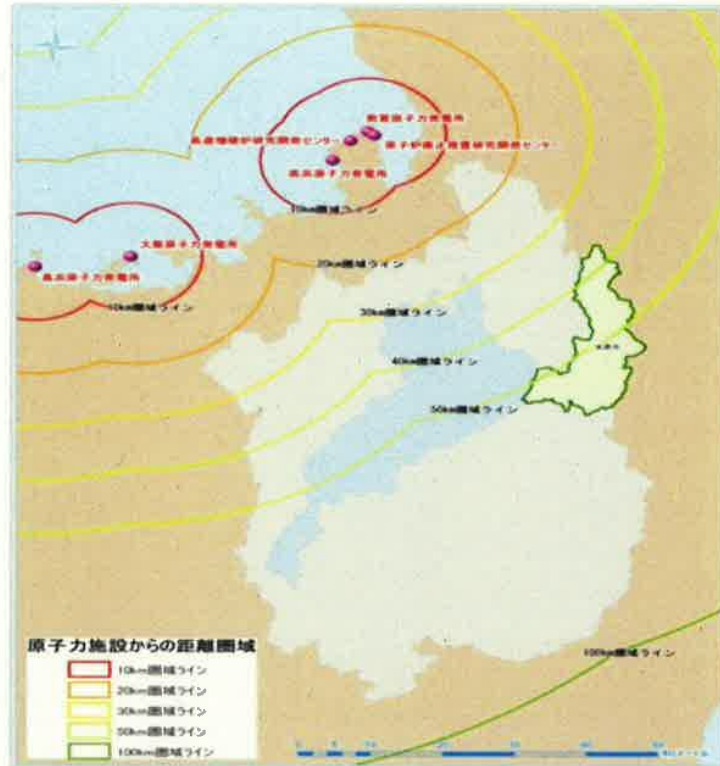
米原市にも、原子力災害対策に関する地域防災計画が策定されています。

詳細な内容は、米原市地域防災計画（原子力災害編）をご確認いただければと思いますが、国及び滋賀県の原子力災害に関する防災計画並びにマニュアルに基づき策定しています。

2 策定の理由

そもそも、米原市地域防災計画（原子力災害編）が策定された経緯は、福島第一原発事故を報道などで目の当たりにし、原子力災害に対して強く興味・関心を持つようになり、特に、米原市内は、福井の三つの原発から35キロメートルから60キロメートル圏内の場所があり【図1】、国が定める緊急防護措置を準備する区域（UPZ）の範囲外ではありますが、滋賀県の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（滋賀県版UPZ）内に当たる42キロメートル圏内の場所に住む市民の生命、健康及び財産の保護について検討をすることが急務でした。

また、福島第一原発事故発生直後は、政府も、UPZ圏外の自治体が原子力災害に関する地域防災計画を策定することについて積極的な姿勢であり、そのような政府の姿勢も後押しになりました。



【図 1 米原市と原子力事業者との地理的關係】

3 地域防災計画（原子力編）及び避難計画策定の前提に関する疑問

海外では、電力会社による避難計画なしには原子力発電所の設置許可や運転許可が得られないと聞いております。しかし、日本では、電力会社が避難計画を立てなくても、原子力発電所の運転をすることができ、肝心の避難計画については、自治体を立てなければならない責任を負うことになっています。

このような状況に関して、私は、自治体の首長として、市民の生命、健康及び財産の保護のために避難計画を立てる責務を追っているものの、運転をしている電力会社や運転を許可している国が原子力災害における避難計画について責任を持たないことに疑問を感じています。

第3 地域防災計画（原子力編）及び避難計画策定における限界

1 被ばくを避けながらの避難

国の指針に基づいて策定された現在の避難計画は、被ばくすることを前提とした上で、いかに被ばくを抑えるかでしかないと感じています。

また、原子力災害が実際に発生し、放射性物質が風で運ばれた場合、屋内退避をすることによって、被ばくを抑えられるとの考え方が取られています。しかし、実際に屋内退避で被ばくが低く抑えられるのかは不明であり、かつ、いつ屋内退避から避難指示に変更するかについても、情報が滋賀県を通じてしか入らないことなどから、現実的に困難な問題であると考えています。

このため、現在、行政機関が策定している避難計画では、被爆を避けながら避難することが困難ではないかと思えます。

2 複合災害に対する想定限界

私は、原子力災害について、原子力災害単独で発生するわけではなく、地震、洪水またはテロ行為等と併せて発生する可能性が高い災害であると考えています。例えば、福島第一原発事故のように地震とともに原発事故が発生した場合に、当市を通る幹線道路が地震の影響で使えなくなる可能性もあります。そうなったときに、住民を安全な地域に避難誘導するのはとても難しいでしょう。また、大きな地震が発生したときには、建物倒壊の危険性から屋内退避をすることができないことは、平成28年の熊本地震の例からも明らかです。そうなれば、屋内退避を前提とする避難計画は現実的ではありません。

複合災害に関して、米原市の地域防災計画（原子力編）に記載はありません。しかし、私は、仮に、複合災害に関して、地域防災計画に記載をしたとしても、生じうる全ての事態を想定することは困難であり、記載内容も抽象的な内容に留まると考えます。

また、自治体の首長として、現実には発生するかもしれない地震等とともに起きる原子力災害に対応する必要があるため、実効性に疑問があったとしても地域防災計画に抽象的内容であったとしても記載せざるを得ないというのが実情であるとも考えています。

3 災害弱者対応への限界

市民の生命、健康及び財産を守ることが自治体の果たすべき基本的な役割ですので、災害が起こった場合に、重度身体障がい者や医療ケアが必要な方、その他災害弱者と呼ばれる方についても安全な場所に避難してもらう必要があります。

米原市では、地震、洪水などといった一般的な自然災害が発生したした場合に備えて、各地域の自治会単位で災害弱者に個別対応する「個別避難行動計画」の作成を進めています。

もともと、地震や洪水などの自然災害であったとしても、心理的に正常な状態を維持することが困難であることや災害弱者の中に一つ一つの対応が生命活動に直結するような方もおられ、医療関係に従事しておられる方や日常生活において介助されている家族の方であったとしても平常時のとおり対応できないおそれがあると考えられます。

ましてや、一般的な自然災害と異なる原子力災害においては、災害弱者の支援をすべき者であったとしても、自分の生命、健康を犠牲にすることによってはじめて支援することができる状況になってしまうおそれがあり、災害弱者の支援については更に困難な状況に陥ってしまうことが考えられます。

このため、災害弱者の支援についても非常に困難な状況を想定し、作成せざるを得ないと考えています。

4 段階的避難計画の困難性

福島第一原子力発電所の事故を目の当たりにしている現状において、市民に対して、段階的避難を強制することは難しいと考えています。原子力発電所から放射性物質が拡散するかもしれないということがわかった時点で住民は一斉に避難を始めると思いますが、行政がそれを止めることができるか、そのための法的権限があるのかについては疑問があります。そして、一斉避難が始まるとあちらこちらで渋滞が起こって避難に時間がかかることが予想されます。そうなれば避難している途中で被ばくすることも考えられます。

また、行政による避難計画は、全ての市民を対象に、平等かつ公正な避難対応が求められます。これは、結果において必ずしも有効に機能せず、実施困難にならざるを得ません。

原子力災害で最も優先されるべきは、被ばく防護であります。出来るだけ速やかに被ばく被災地を離れるためには、その手立てが行政による広域避難場所の確保や避難手段を有しない市民の避難支援誘導は勿論ですが、加えて、各自、個人ごとの命の守り方、被ばくりスク回避の避難行動が含まれることも前提とする避難計画が策定されるべきと考えます。

従いまして、原子力災害と云えども、広く市民一人ひとりがその被害予測や避難行動に関心を持ち、自らの防災意識を備える必要があります。

5 避難場所等避難計画策定の為の情報・資源不足

(1) 予算措置に関して

私は、現在の国のスタンスとして、避難計画に関して、UPZ圏内の自治体以外には作成することに消極的であると感じてい

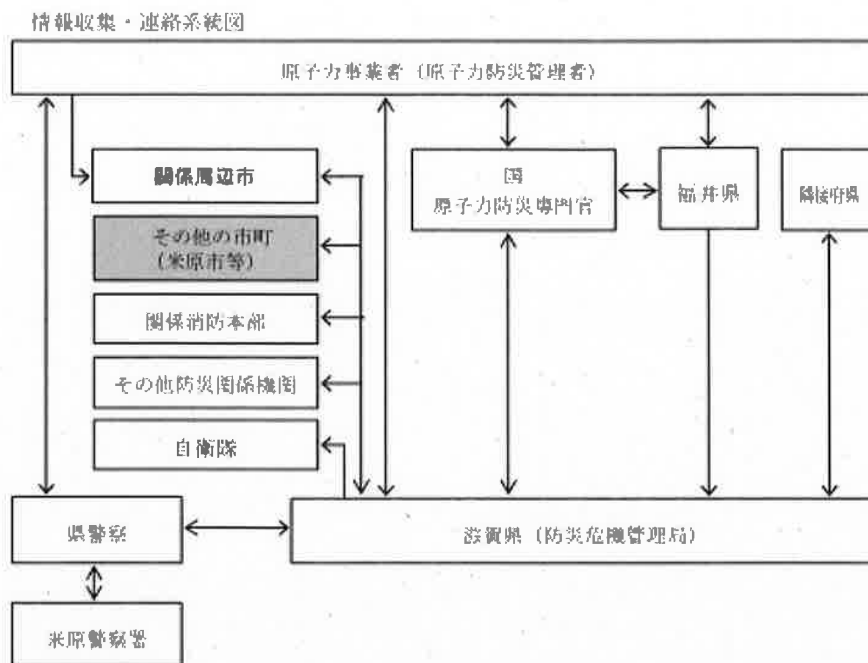
ます。そのため、国や滋賀県からの予算措置は当然になされていません。

もともと、私は、市長会において、同心円を根拠に汚染地域等を策定していることの問題点、実際に原子力災害が発生した場合に、風向き等の自然条件によって影響を受ける可能性があると考え、地域が避難計画を策定する必要性及びそのための予算措置の重要性について、意見をしています。

(2) 情報に関して

原子力災害に関する情報は、滋賀県を通じてしか入ってこない状況です【図2】。また、長浜市や高島市のように国の緊急防護措置を準備すべき区域に米原市は含まれていないことから、長浜市や高島市に比べて、情報格差が生じるのではないかと危惧しています。実際、滋賀県が主催する原子力災害の防災訓練は、長浜市、高島市及び滋賀県のみが行っており、自治体による対応の差があるからです。

私は、米原市の位置関係と米原市が北陸自動車道と名神高速道路の交差点であり、長浜市や福井県嶺南地方の方の避難を行政・市民が目当たりになることになることからすれば、長浜市や高島市と同様に、情報を早く、正確に入手することは何よりも必要であると考えています。



【図2 米原市における情報収集・連絡系統図】

(3) 行政職員の限界

原子力災害の特殊性からすれば、専門的知識を持った職員が原子力災害に関する防災行政に携わる必要があると考えます。

しかし、米原市において、そのような職員を確保することは、財政面等の理由から難しいのが現実です。

第4 さいごに

当市においても、原子力災害に対する地域防災計画を策定しました。しかし、この計画があるからといって、福島第一原発事故のような事故が発生して放射性物質が原発から拡散し、当市に飛来するような事態が発生したときに、すべての住民を被ばくさせずに安全な地域まで避難させることができるとは限りません。また、原発事故が起こった際の避難を自治体に押し付けて、電力事業者が原子力発電所を稼働させ、国がそれを許していることには、納得しがたいものがあります。

私は、住民の命や健康や財産を守る役割を担う自治体の首長として、福島第一原発事故のような悲惨な被害を発生させないためには、実効性のある避難計画は、身近な地方自治体においても策

定が、不可能であるという事実、現実に立って、一番の安全安心
対策は、原子力発電所は再稼働せず、廃炉判断することであるこ
とを、地方自治の現場から強く申し上げます。

以上の内容について、間違いはありません。

令和 2 年 8 月 20 日

氏名 伊藤道雄 